平成２６年（フ）第２７４号
北九州市八幡西区北鷹見町７番３号　206号
債務者　尾道　孝幸
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８０号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目３番２―402号
債務者　坂口　癒吏
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６４５号
神戸市灘区楠丘町１丁目２番３号　タートルコート20Ｄ
債務者　瀬川由美子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７１号
神戸市兵庫区塚本通８丁目１番23―407号
債務者　羽生　友紀
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４０号
神戸市北区唐櫃台１丁目15番４号
債務者　中岡　延子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７６号
佐賀県杵島郡江北町大字山口3058番地４
債務者　貝原由紀子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第２４７号
名古屋市南区道徳新町７丁目77番地　コスモハイツ初日102号
債務者　村瀬　　勝
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２５２号
北九州市八幡西区青山３丁目４番２―305号
債務者　寳吉　鈴子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２８３号
北九州市八幡東区帆柱２丁目16番７号
債務者　嶋津　二郎
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第２９２号
熊本市北区室園町19番１―２号
債務者　後藤　啓一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字東阿部野111番地21
債務者　山本三紗子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
青森県平川市荒田下駒田157番地１　吉崎方、住民票上の住所青森県青森市造道１丁目１番９号
債務者　川口　　篤
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３３号
沖縄県那覇市与儀２丁目12番14号
債務者　瑞慶覧長政
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第９７号
青森市大字三内字沢部446番地　市営住宅三内団地４―５
債務者　高森　宣子
1　決定年月日時　平成26年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９１３号
名古屋市昭和区小坂町１丁目17番地、従前の住所愛知県西尾市中原町半谷20番地　市営中野郷住宅Ｚ棟101号室
債務者　覚前　邦子
1　決定年月日時　平成26年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６号
広島県福山市草戸町４丁目29番12号
債務者　金高　芳郎
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０３号
広島県神石郡神石高原町井関1724番地
債務者　紙屋　伯一
1　決定年月日時　平成26年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係